

令和 年 月 日

発注者 北九州市
代表者 北九州市長 様

受注者・譲渡人 住所
商号又は名称
代表者 印

譲受人 住所
商号又は名称
代表者 印

債 権 譲 渡 承 諾 依 頼 書

受注者・譲渡人（以下「甲」という。）と譲受人（以下「乙」という。）との間で締結された令和 年 月 日付の債権譲渡契約証書に基づき、甲は、甲が貴市に対して有する下記の工事請負代金債権を乙に譲渡することについて、北九州市工事請負契約約款第 5 条第 1 項ただし書に規定する承諾をいただきますよう依頼します。

乙においては、「地域建設業経営強化融資制度について」（平成 20 年 10 月 17 日付国総建発第 197 号、国総建整第 154 号）に従い、本譲渡債権を担保として、甲に対し当該工事の施工に必要な資金を融資するとともに、担保の余剰をもって保証事業会社が有する金融保証に係る求償債権を担保するものとします。

なお、本件工事請負契約書及び北九州市工事請負契約約款（以下「工事請負契約書等」という。）に定められた契約不適合責任は当然のことながら甲に留保されることを申し添えます。

また、甲及び乙は、工事請負契約書等に定められた前金払、中間前金払及び部分払を貴市の承諾以降は請求しません。

記

- 1 工事名 _____
- 2 工事場所 _____
- 3 工期 令和 年 月 日から令和 年 月 日まで
- 4 請負代金額 金 _____ 円
(ただし、契約変更により増減が生じた場合はその金額による)
- 5 支払済前払金額 金 _____ 円
- 6 支払済中間前払金額 金 _____ 円
- 7 支払済部分払金額 金 _____ 円
- 8 債権譲渡額 (8=4-5-6-7) 金 _____ 円 (令和 年 月 日現在見込額)
(ただし、契約変更により増減が生じた場合はその金額による)

北九 第 号
令和 年 月 日

債 権 譲 渡 承 諾 書

上記につき、本件工事請負代金債権の譲渡については、工事完成引渡債務不履行を事由とする工事請負契約の解除をもって乙に対抗できる旨及び下記事項について異議を留めて、北九州市工事請負契約約款第 5 条第 1 項ただし書の規定により承諾します。

なお、本承諾によって工事請負契約書等に定められた甲の責任が一切軽減されるものではないことを申し添えます。

また、甲及び乙は、工事請負契約書等に定められた前金払、中間前金払及び部分払を本承諾以降は請求できないものとします。

記

- 1 譲渡される甲の工事請負代金債権の額は、当該工事が完成した場合においては、工事請負契約書等に定められた検査に合格し引渡しを受けた出来形部分に相応する請負代金額から既に支払いを受けた前払金、中間前払金、部分払金及び本件工事請負契約により発生する本市の請求権に基づく金額を控除した額とする。
ただし、本件工事請負契約が解除された場合においては、工事請負契約書等に定められた出来形部分の検査に合格し引渡を受けた出来形部分に相応する請負代金額から既に支払いを受けた前払金、中間前払金、部分払金及び本件工事請負契約により発生する違約金等の本市の請求権に基づく金額を控除した額とする。
なお、契約変更により請負代金額に増減が生じた場合には、債権譲渡承諾依頼書 4 及び 8 の金額は変更後の金額とする。
- 2 甲及び乙は、本承諾後、金銭消費貸借契約を締結し、当該契約に基づき融資が実行された場合は、速やかに連署にて本市に別紙の融資実行報告書を提出すること。
- 3 甲が、当該工事に関する資金の貸付を受けるため、保証事業会社による金融保証を受けた場合は、公共工事金融保証証書の写しを速やかに本市に提出すること。
- 4 当該譲渡債権は、乙の甲に対する当該工事に係る貸付金及び保証事業会社が当該工事に関して甲に対して有する金融保証に係る求償債権を担保するものであって、それら以外の債権を担保するものではないこと。
- 5 甲及び乙は、譲渡債権について、他の第三者に譲渡し若しくは質権を設定しその他債権の帰属並びに行使を害する行為を行わないこと。
- 6 保証事業会社が有する金融保証に係る求償権の担保に関しては、乙が責任を持って行うこととし、本市は関与しないこと。

発注者 北九州市 代表者 北九州市長 印

確定日付印欄 令和 年 月 日